

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅加封印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
キルギス	オシュ州、ジャララバード州及び ビタラス州道路維持管理機材整備 計画のための贈与に関する日 本国政府とキルギス共和国政府 との間の交換公文	オシュ州、ジャララバード州及び ビタラス州道路維持管理機材整備 計画を実施するために必要な生産物及び役 務の購入	2,491,000千円 H29.11.30まで	H26.7.16 ビシュケ クで (同日)	日本側 岸田文雄外務大臣 キルギス側 オリガ・ラザ ロヴァ財務大臣	H26.7.30 256号
キルギス	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とキルギス 共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	197,000千円 H31.12.31まで	H26.7.16 ビシュケ クで (同日)	日本側 岸田文雄外務大臣 キルギス側 オリガ・ラザ ロヴァ財務大臣	H26.7.30 257号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。